三八〇　投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の効力発生に関する件　二〇278二四
三八一　投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定に関する合意された議事録の署名に関する件　二〇278二四
三八二　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生に関する件　二〇278二四
三八三　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定に関する書簡の交換に関する件　二〇278二四
三八四　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の二十五年十月一日以後の適用に関する書簡の交換に関する件　二〇278二四
三八五　日本国による万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件　二〇278二五
三八六　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約へのアルジェリア民主人民共和国の加入に関する件　二四三
三八七　著作権に関する世界知的所有権機関条約へのアルジェリア民主人民共和国の加入に関する件　二四三
三八八　西部ウガンダ地域医療施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四三
三八九　円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六四
三九〇　日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件　二六四
三九一　投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の効力発生に関する件　二七284二五
三九二　スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件　二七285一〇
○財　務　省
三七四　平成二十六年五月十二日から発行を開始する日本銀行券五千円の様式を定める件　三五
三七五―三七八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四263一二
三七九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　四263一四
三八〇　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　四263一五
三八一―三八二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四263一五
三八三　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　六一〇
三八四―三九一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇268一六
三九二―三九四　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇268二三
三九五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇268二四
三九六　租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十六年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件　一二四
三九七　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　一八四
三九八　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの輸入数量を告示する件　二七四
三九九　平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二七五
四〇〇　平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二七五
四〇一　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二七五
四〇二　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件　二七五
四〇三　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二七285一三
四〇四　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二七285一三
四〇五―四〇七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七285一四
○財務省、農林水産省
三一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇四
○国　税　庁
二二　所得税法施行規則第六十三条第六項の規定に基づき、同条第五項の表の第一号の上欄に規定する国税庁長官が定める書類の一部を改正する件　二五二
二三　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　二五二